

# 秋田弁護士会ニュース<災害Q&A>

※本書面の情報は平成29年7月31日時点のもので、その後の法改正等により制度が変わっている可能性があります。

発行 秋田弁護士会 〒010-0951 秋田県秋田市山王六丁目2-7

発行日 平成29年8月2日（平成29年8月8日補訂）

この度の大雨で被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。  
弁護士会では、電話による相談・情報提供を開始しました。  
このQ&Aに載っていること、載っていないこと、何でも気になることがあれば下記にてご相談下さい。  
なお、7月28日時点で災害救助法の適用が決まっているのは、秋田県内は大仙市です。  
**秋田弁護士会では、大雨被害に関連した法律相談を無料で実施することになりました。**  
**事前に電話受付が必要になります。**  
**受付番号は電話018-896-5599（受付時間：平日午前9時～午後5時）になります。**  
**電話予約の際は、「大雨に関する相談」とお伝え下さい。**

## 1 支援制度関係

### ○家屋の被害がある場合に緊急でしておいた方がよいことはありますか。

- 各市町村において、「り災証明書」又は「被害証明書」「被災証明書」という証明書の発行がなされています。  
上記証明書は、市町村が、申し出により家屋の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。各種支援等の基準となる重要な証明書です。
- これらの証明書の発行手続は各市町村にお問い合わせ下さい。  
現時点では、なにより片付けをする前に被災状況を写真に撮っておくことが重要です。片付けの後だと被災の認定が低くなる傾向にあります。り災証明等の認定に不服がある場合は申出により再調査が実施される場合もあります。

### ○写真の撮り方で注意することはありますか。

- 写真を撮る場合には、被害の様子分かるように撮る必要があります。
  - ・家の外をなるべく4方向から、浸水した高さが分かるように撮りましょう。
  - ・室内の被害の状況も撮りましょう。

## 2 支払関係

### ○住宅ローン、事業性ローン等を支払う余裕がありません。

- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローン等の免除・減額を受けられることがあります。  
同制度には、利用できた場合、
  - ・弁護士（登録支援専門家）による手続支援を無料で受けられる
  - ・財産（後記支援金等を含む）の一部を手元に残してローンの支払免除・減額等を受けることができる
  - ・破産等の手続と異なり、債務整理をしたことは個人信用情報として登録されないため、新たにローンを組むときに不利益がない
  - ・原則、連帯保証人も支払いをしなくてよい等のメリットがあります。  
そのため、安易に保険金等でローンの一括、繰上返済などをしないよう注意が必要です。繰返しになりますが、支援金・弔慰金等を手元に残してローンの免除・減額を受けられる場合もあるので、これらをローンの返済にあてる前に、弁護士又は金融機関にご相談下さい（金融機関に相談する前に弁護士に相談することをお勧めします。）。
- その他、住宅金融支援機構及び旧公庫を債権者とする被災者の方の住宅ローンについては、被災の状況等によって、1年～3年の払込みの据置き、金利引下げ等を受けられる可能性があります。  
代理をしている各金融機関窓口までお問い合わせ下さい。

## 3 収入の関係

### ○会社が被災したため、失業し、収入がなくなりました。

- 雇用保険の失業等給付制度による支援があります。  
労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。  
お近くの公共職業安定所（ハローワーク）が窓口です。

### ○当面の生活費をどうにかしたいのですが。

- 生活福祉資金の貸付（緊急小口貸付）：社会福祉協議会が10万円まで貸し付けます。詳しくは、市町村の社会福祉協議会までお問い合わせを。
- 住宅確保給付金：生活困窮者自立支援制度に基づき、家賃の支払について支援を受けることができます場合があります。各地の市町村か社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

### ○年金や健康保険料の支払はどうなりますか。

- 健康保険、国民年金保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに児童手当にかかる拠出金については、減免の可能性があります。市町村や年金事務所に問い合わせして下さい。  
口座振替は止まらない可能性があるため、その点も市町村等に連絡して下さい。

### ○家屋以外に被害を受けた場合はどうなりますか。

- 車や家財道具でも、被害にあった場合には、被害証明書（被災証明書）が発行される場合があります。各市町村にお問い合わせ下さい。

### ○公共料金はどうなりますか。

- 電気・ガス・水道、下水道、固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等を受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

### ○税金の支払はどうなりますか。

- 納付の期限が延長されたり、減免措置等を受けられる可能性があります。
  - ・国税（所得税・消費税・法人税等）については、各地の税務署
  - ・県税（個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等）については、お住まいの地域を担当する県税事務所
  - ・市町村税（市町村民税・固定資産税等）については、各市町村にそれぞれ連絡、ご確認下さい。

### ○避難先で生活保護を受けることはできますか。

- 避難所や実家・友人宅に避難をしている場合でも、生活保護を受けられる可能性があります。  
また、申請手続について、弁護士が同行することもできます。

### ○会社が閉鎖されてしまいましたが、もらっていない給料があります。

- 水害のために、会社が事業活動を停止し、従業員の方が賃金未払のまま退職を余儀なくされたという場合には、国から未払い賃金の立替払い（未払い額の8割が基準）を受けられる場合があります。  
お近くの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

## 4 保険・共済の問題

### ○車が水没してしまいました。

- 自動車保険  
「車両保険」に加入していれば補償される可能性があります。  
加入した保険代理店か損害保険会社にお問い合わせ下さい。

### ○保険の内容を確認したいのですが。

- 保険について不明な点などがあれば、日本損害保険協会の相談窓口：そんぽADRセンターにお問い合わせ下さい。  
0570-022808 平日午前9時15分～午後5時  
(IP電話からは022-745-1171へ)

### ○どこの保険に入っていたかわからなくなりました。

- 生命保険  
生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」で確認できます。  
0120-001731 平日午前9時～午後5時
- 損害保険  
損害保険協会「自然災害損保契約照会センター」で確認できます。  
0570-001830 平日午前9時15分～午後5時  
(IP電話からは03-6836-1003へ)

### ○その他

- 継続契約の手続期間や保険料の払込期間について猶予などの特別措置もあるので、契約した保険会社又は保険代理店に確認してみましょう。

## 5 紛失物関係

### ○銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせません。再発行してくれるのでしょうか。

- 本人確認ができれば、ほとんどの銀行で引き下ろしが可能です。無くした通帳、証書、カードなどについても、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせ下さい。身分証明書があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。  
銀行印がなくなった場合は、印鑑変更の手続をとって下さい。

### ○実印や印鑑登録カードがなくなってしまいました。

- 実印がなくなった場合は、別の印鑑を準備して、登録印鑑を変更して下さい。実印は手元に残っているという場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続をとり、新規に実印を登録して下さい。手続は市町村の窓口を確認して下さい。

### ○権利証がなくなってしまいました。土地の権利はどうなりますか。売買などはできますか。

- 権利証がなくなっても、不動産の権利が失われるわけではありません。権利証は再発行される書類ではありませんが、権利証がなくても、売買や相続などは可能です。  
他方、権利証だけでは売買等はできず、印鑑証明書などが必要となりますので、権利証だけで悪用される可能性もあまり高はありません。  
権利証と、実印、印鑑証明書などを一緒になくしたという方は、お近くの法務局にご相談を。不当な登記を防止する手続があります。また、実印を変更する手続をとって下さい。

### ○身分証明書がなくなってしまいました。住民票はとれますか。免許証は再発行できますか。

- 住民票は、市町村で本人確認がとれば交付を受けることができます。まずは市町村の窓口へ。  
運転免許証は、再発行手続をして下さい。手続については、各警察署へ相談して下さい。

### ○病院に行きたいが健康保険証がなくなってしまいました(家に置いてきてしまった。)

- 健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日、連絡先、加入医療保険者が分かる情報を伝えることで保険を適用して受診することができます。

### ○クレジットカードがなくなってしまいました。

- 各クレジット会社になくした旨の連絡をし、新たなカードの発行を求めて下さい。

## 6 その他色々

### ○会社を経営していましたが水害でやっていけなくなりました。

- 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の災害復旧貸付制度、秋田県信用保証協会のセーフティネット保証制度を利用した融資など、いろいろな融資制度を利用できる可能性があります。  
金融機関や商工会議所、信用保証協会などに相談してみましょう。それぞれ相談窓口を設けているので、各HPをご覧ください。

### ○住宅を修理して帰りたいのですが。

- 一部の修理により居住が可能となる場合には、災害救助法の応急修理を利用することで、住宅を修理することができます。  
ただし、
  - ・所定の修理見積書を利用しなければならない
  - ・原則として災害発生の日から1ヶ月に修理が完了することが必要などの条件があり、また、応急修理制度を利用することで他の支援を受けられなくなる場合(仮設住宅に入れなくなる等)もあります。制度利用にあたっては、契約前に必ず市町村窓口にご確認・ご相談下さい。なお、既に契約済みの方も、弾力的な運用がなされた事例がありますので、応急修理の適用を受けることができるか、市町村に確認してみてください。

### ○免許証の有効期間が迫っています。

- 災害等やむをえない事情がある場合には救済されます。詳しくは警察署や運転免許センターにお問い合わせ下さい。

### ○自動車や農機具の水没

- 絶対にエンジンをかけず修理工場に電話して下さい。

### ○注意！

災害で廃棄物を抱える消費者に対し、「無料で引き取る」と呼びかけ、トラックに積み込み後、「処分手数料」「積込手数料」などの名目で支払いを要求する悪質商法が市民相談センターに報告されています。ご注意ください！！